

最高裁委嘱無料調停手続相談会開催のお知らせ

裁判所には、金銭（貸金・多重債務）、土地、建物、交通事故のトラブル、夫婦や親子間の問題、遺産分割等家庭内のもめごとなどに関し、裁判のように双方の言い分や証拠に基づいて判決による解決を図るのではなく、裁判官と民間から選ばれた2人以上の調停委員とで構成される調停委員会の仲介によって、当事者の話し合いによりお互いが合意することで、もめごとの解決を図る調停手続があります。

今回、この調停手続の利用について、調停委員が無料で調停手続の利用に関する相談に応じる「無料調停手続相談会」が下記のとおり開催されます。予約は不要で、相談についての秘密は厳守されますので安心して御相談ください。（現在、裁判所において進行している事件の相談及び法律判断を求める相談については応じかねます。また、電話による相談についても、ご遠慮ください。）。

なお、当日の状況によっては、お待ちいただくこともありますので、御了承ください。

おって、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止又は延期の可能性がります。

記

1 久留米地区

日 時 令和3年12月12日（日）午前10時00分から午後3時00分まで

場 所 えーるピア久留米（生涯学習センター専用施設201から204学習室）

福岡県久留米市諏訪野町1830-6

問合せ先 久留米調停協会

電話番号 0942-32-5387（福岡地方裁判所久留米支部内）

主 催 久留米調停協会

2 大牟田地区 ※今年度は、中止となりました。

問合せ先 大牟田調停協会

電話番号 080-2781-9788（福岡地方裁判所大牟田支部内）

主 催 大牟田調停協会

3 折尾地区 ※今年度は、中止となりました。

問合せ先 折尾調停協会

電話番号 093-691-0229（折尾簡易裁判所内）

主 催 折尾調停協会

※ 各地区へのお問合せは、平日午前8時30分から午後5時00分までにお問い合わせいただけます。また、調停相談会に関する件である旨、お伝えください。